

第五十五回 参議院農林水産委員会會議録第十一号

昭和四十二年六月六日(火曜日) 午前十時三十七分開会

出席者は左のとおり。

委員長 野知 浩之君
理事 任田 新治君
山崎 齊君
川村 清一君
中村 波男君

委員

青田源太郎君 櫻井 志郎君 園田 清充君 田村 賢作君 温水 三郎君 森部 隆輔君 和田 鶴一君 武内 五郎君 達田 龍彦君 鶴園 哲夫君 村田 秀三君 矢山 有作君 渡辺 勘吉君 北條 篤八君

國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

政府委員

林野庁長官 若林 正武君

事務局側

常任委員会専門員 宮出 秀雄君

説明員

農林省農政局植 物防疫課長 安尾 俊君

本日の會議に付した案件
○森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案 (内閣提出)

○委員長(野知浩之君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対し質疑のある方は、順次御発言願います。

○中村波男君 今回、森林病虫害等防除法の一部改正を行ないまして、病虫害を駆除してその蔓延を防止しようとしていることにつきましては、私も賛意を表するものであります。その内容は、文字どおり、一部改正でありまして、これだけの改正ではたして所期の目的を十分果たすことができらぬか、こういう点についていろいろな疑問を持っておりまして、ただいまから若干の質問を申し上げてみたい、こう思うわけでありまして、第一の問題点といたしましては、本法案の改正の主要点が、防止策に終始してございまして、すなわち、出た被害をどう防除するか、こういう対策でありまして、積極的な対策に欠けておるのではないかと思っております。人間の例で申し上げますならば、いわゆる予防医学——病気の出来ない前にはからだをつくるというそういう点がほとんど法案の中には見当たらないのであります。すなわち、病虫害におかされない山なり木なりをつくる、こういう問題をどう考えておられるのか。さらに、早期発見ということが防除上重大だと思っておりますが、そういう点がほとんどこの法案からはうかがい知ることができないと思っております。

以上、私が指摘をいたしました事柄について、

まず農林大臣から御所見を承りまして、次々と質問を申し上げていきたい、こう思うわけでありまして。

○國務大臣(倉石忠雄君) お話のように、予防医学的な予防事業は、これはぜひ大切なことだと思っておりますが、病虫害等の発生時期、それから発生量、それからまた防除の事業費などにつきまして、あらかじめ的確に予察してその情報を関係者に提供してそれを活用するということは、その被害を未然に防止して防除の効果の効果をあげるといふためにはぜひ必要なことであると存じます。しかしながら、現在のところ、森林病虫害等につきましては、その発生予察をするということのために基礎的な事項、たとえば発生機構とそれから気象などとの相関関係が十分に明らかになっていない、調査研究が必要であることは、お話のとおりでございます。いま申し上げましたような段階でありまして、今後こういうことを積極的にやっておりますので、今後こういうことを積極的にやっております。いなかなかこれは困難な問題が伴いますので、さらに検討を続けてまいりたいと、こういうふうに思っております。

○中村波男君 ただいま大臣からも予察制度の必要についてはお認めいただいたわけでありまして、申し上げますまでもなく、農林省では植物防疫法によりまして十分とはいえないが予察制度を規定いたしまして、相当な実効をあげておられるわけでありまして。しかしながら、森林病虫害の防除法を適用いたします山林というのは、全国土の六五%、二千五百万ヘクタールに及ぶ広大な地域でもありますから、言いかえれば人目につかない地帯を対象にする防除でありますから、困難なことはよくわかります。それだけに被害が相当出ないと気がつかない。だから、今回、いろいろ法改正をし

て代執行等が規定されたのであります。そのときには相当な被害量にのぼっておりますし、なかなか完全な防除ができない。こういう点を考えますと、いろいろな困難はありましようけれども、前向きでやはり予察制度というものをつくり上げるというこういう点が重要ではないかというふうに思うわけでありまして。

ただ、予察制度といいますが、出たものを発見するという組織的な制度と相まちまして、従来、マックイムシの例をとりまして、あとからまた具体的に質問をいたしたいと思っております。毎年被害が減少するところか、多少の高低はありますが、多少の農業者の開發が行なわれたといたしても、まだまだ根本的な防除対策というものが打ち立てられておらないのではないかと。そういう面から言いますと、虫あるいは病気のものの生態と申しますか、そういう点をもっともって研究をいたしませんと、また、技術的な開發が行なわれませんと、予察の目的を達成することはできないのではないかと、そういうふうに考えるのであります。

したがって、重ねて大臣に御質問いたしますが、必要であるというお答えはありましたけれども、今後具体的に予察制度を確立するために、政府として、農林省として、どのような具体的な対策をもって臨まれようとしておられるのか。全くことばの上の必要を認める答弁で終わりますならば根本的な解決はいつまでたってもできないという立場で私は御質問を重ねて申し上げるわけでありまして。

○國務大臣(倉石忠雄君) いまさっき御質問のございましたように、人間で申せば予防医学、これはもう大事なことで、したがって、森林の病虫害等につきましても、予察ということではできれば

それから三ページのほうに参りまして、二行目の「スギの赤枯病」以下、政令指定以外の病害の発生面積でございます。最近になりましてこの法定外の森林病虫害等の被害も非常にふえてまいっておるというふうな現況でございます。

○中村波男君 いま、法定外病虫害の被害状況の概括を御説明いただいたわけでありまして、この資料によって見ます限りにおいて、法定の病虫害よりもむしろ被害の多いものが、また同じくらいのものもまだ相当あるものでありますが、これらについて、さらに法定病虫害として指定を追加する必要があるのでないか。被害面積等々からいえば、法定のものよりも多くなり、またそれに近いものがあるのではありませんか、それを入れられないでいるというものが何かあるのか、それについてひとつ具体的に御説明を承っておきたいと思うわけであります。

○政府委員(若林正武君) 政令で指定をいたした場合は基準でございますが、森林病虫害等防除法の第三条第一項第三号の規定に基づきます指定種苗にかかります樹木を加害するもので、その加害により当該樹木の成長を著しく阻害し、また成林を不能におちいらしめるもので、それから被害発生が全国的に発生をいたしまして、またその発生のおそれのあるもので、被害面積も大きく、蔓延速度も早く、かつ天敵等によりまして自然に減少を期待することができない病虫害等でありまして、防除方法も確立しておるといふふうなものにつきまして、政令の指定を行なつてまいっておるのであります。

それで、政令指定外の病虫害につきましては、先ほど概括的なことを申し上げたのであります。が、一般的に申し上げますと、それらの大部分は、発生が特定区域に限られておる、あるいは、被害の程度、蔓延性向などが比較的軽微である、また、一部には生態等の不明確なものもございまして、さしたる本法の適用によりまして全面的かつ一斉に防除しなければならぬものはありません。ないのではなからうかというふうにご考慮願う。

でございます。ただし、その中におきましても、スギハムシ、コガネムシ、毒ガ、シンクイムシ等数種のものにつきましては、比較的被害も大きくございまして、現在も突発病虫害駆除費を交付いたしまして適切な防除をいたすように措置をいたしておるのでございまして、今後、被害の推移等を勘案いたしまして、これらのものにつきましては、政令指定というところについて検討いたしてまいりたいというふうにご考慮願うのであります。

○中村波男君 将来といいますが、近い将来だと思ひますが、検討して法定病虫害に入れていきなさいということですが、発生をすれば、どこちみち駆除をしなければならぬのでありますから、したがって、ある程度強制力を持ち、また、最近のように自主防除というのがあるな面でも困難になっておりますからでありますだけに、法定病虫害として指定をすることが適切ではないか、こゝろを考慮しておるのであります。特に、さいぜんも指摘をいたしましたように、植物防疫法では緊急防除の規定を設けておりますが、森林病虫害防除法では突発病虫害としての措置はとられますけれども、植物防疫法とは内容的にゆるやかでありますので、そういう意味からいいますと、早急に検討をして、法定の中に組み入れるべきではないかという意見を強く持つものであります。

また、二つ目の質問をいたしまして、最近、薬剤あるいは防除技術等について相当開発はされましたけれども、まだまだ未開発なものが相当あると思つておられますが、それらについて、資料としては一応拝見はいたしておりますが、これまたこの機会にその実態をお聞かせいただきたいと思つておられます。

○政府委員(若林正武君) 森林病虫害等の防除に關しまする技術開発、あるいは新しい薬剤の開発、こゝろのことにつきましては、御承知のように、現在、林業試験場をはじめとして、各大学、都道府県の試験研究機関でいろいろと研究をいたしておるのでございまして、さら

に、行政と試験研究の連携を緊密にいたしますために、林野庁に林業試験研究推進協議会というものを現在設けておまして、研究推進体制の充実強化とその効率的な運営をはかりつつあるわけでございます。

国立の林業試験場につきましては、四十一年度には、本場に林業薬剤研究室を、関西支場に保護部をそれぞれ新設いたしました。さらに、今年度におきましては、林業試験場の本場に、浅川実験林のほうでございまして、そこに天敵微生物の研究室、九州支場に保護部を新たに設置することにいたしておるのであります。

今後、さらに、研究費の増額、試験施設の整備等をはかりまして、各大学、試験研究機関等々と緊密な連携のもとに、総合的な技術の開発体制を整備いたしまして研究を推進いたしまして、薬剤の新しい開発なりあるいは防除技術の開発というものにつとめてまいりたいというふうにご考慮願うのであります。

○中村波男君 私、国会におきまして答弁を聞いておつても納得いきませんのは、やつております。やろうといたしております。こゝろの問題は、政党政派を越えて、いかにして森林を病虫害から守るかということでありまして、答弁を願うほうも、実態としてはなかなか予算が即応していかないんだと、こゝろのことを明らかにされて、やはり一体になって推進をするという、こゝろの姿勢で議論をしていきたいと思いますのであります。お届けたいただいた資料を見てみまして感じました第一点は、マツクイムシの対策であります。言うまでもなく、森林病虫害防除制度の確立の原動力になつたのは、マツクイムシの被害がますます蔓延をいたしましたことだから発生しておりますのではないかと、そのマツクイムシの被害の実態を昭和三十九年まで連続的に十七年間大きな被害を出しておりますのは、九州の宮崎、長崎、鹿児島であります。二十五年から四十年まで十六年間に

は岡山であります。二十六年から四十一年、これまた十六年間は熊本である。二十七年から四十一年まで十五年間は佐賀である。全く、被害は、減少するどころか、連続被害を出しておるのであります。こゝろのこととはどこに問題があるのか、この機会に根本的に掘り下げて積極的な対策をやらなければならぬのではないかと、このことを痛切に感ずるのであります。たとえて申し上げますならば、地勢によつて、あるいは気象等によつて被害常襲地とも言うべき九州というふうなものがあるのかどうか、こゝろのことが究明されておるのかどうか、こゝろのこととあわせてお聞きをいたしてみたいと思つておられます。

なるほど、最近になって試験研究をする機関が一応拡充されたとはいいいながら、まだまだ私は十分ではないかというふうにご考慮願うのであります。聞くところによりますと、学者等もマツクイムシについてはお手あげをしておる。したがって、そういう民間なりあるいは大学等々の専門的な学者による研究というものは、いまあまり進んでおらない。そうだとするならば、やはり国がもつとつと研究機関を拡充して、専念させるような体制をつくらない限りでは、進まないのではないかと、こゝろに考えるのであります。そういう意味で、特にマツクイムシの防除対策としては、私は、総合的に、研究機関ばかりでなしに、防除技術の面でも検討されるべきではないかと、こゝろに考えるのであります。残念ながら、従来、行政指導、研究、試験等々が全くばらばらになつて行なわれて、いわゆるお茶を濁してきた、どろなわ式の対策以外に一歩も出しておらなかつた、ここに今日の被害というものが激甚をきわめておるのでないかというふうにご考慮願うのであります。これに対して大臣はどうかお考えになっておるのかどうか。

また、さつきからよく私は大臣に迫つておるのであります。むずかしい問題だから十分研究をいたします、検討いたしますと、こゝろのことと申し、大臣としてひとつしっかりと指示を願つて、

倉石農林大臣のうちに山の問題は解決したのだということをひとつお示しいただきたいと思うのでありますが、どうですか。

○國務大臣(倉石忠雄君) お説のようだと思います。そこで、この法律を立案いたしますときも当局では話しておいたわけでありましたが、さつきからお話のとおり、たゞいま政令で指定いたしておきますが、必要に応じてはその他のものも政令に加えるべきこと等も考えておりますが、まずもってやっぱり総合的な研究を国内においてもさらに推し進めて、多くの国民の期待に沿うようにいたさなければならぬと存じますので、そのように鋭意努力をして、総合的な研究をまず進め、対策を講ずるようにひとつ努力をいたしてみたいと存じます。

○中村波男君 森林病害虫等防除法の適用を受けないものでありますけれども、アメリカカンポヒトリの発生の際にも入っておりますので、特に大臣が三十五分から衆議院のほうへお行きのなるというような時間的な制約がございますので、森林病害虫等防除法の質問の中途でありますけれども、ただしておきたいと思うわけであり

ます。いま申し上げますように、発生の際に入っておるのでありますが、今日の時点ではアメリカカンポヒトリは発生しておるのか、発生の際があるのかどうか、その点からひとつ伺ってまいりたい、こう思うわけであり

○國務大臣(倉石忠雄君) そのほうの政府委員が参っておりますので、政府委員から……

○説明員(安尾俊君) 本年も、昨年同様、ぼつぼつアメリカカンポヒトリの発生を見始めておりまして、去る五月三十一日に次官通達で六月五日から十四日までを一斉防除期間といたしまして通達を出して、第一世代の防除の徹底を期すようにいたしております。

○中村波男君 いまのお話では、ことしもぼつぼつ発生しかけておるといってお話ですが、きのう配付された資料によりますと、ことしは発生

をしておらない、こういうふうに書いてございませぬので、これはひとつ訂正しておく必要があるのではないかと思ひます。小さな問題であります

が、御指摘を申し上げます。そこで、原生地のアメリカでは、十数種類の天敵昆虫を繁殖させて食いとめておるといふような実例が報告されておるのでありますが、わが国のアメリカカンポヒトリの防除対策としてどのような方法がとられておるか。これは、お聞きいたしますと、農林省の管轄に入るもの、文部省に入るもの、厚生省に入るもの、防衛庁に入るもの、建設省に入るものというふうには、防除の主管官庁としては幾つかに分れておるようでありませぬ。それだけに、これを総合的に研究をし防除するという体制が欠けておる。私は、そういうことも今後の問題として重大でないかと、こういう感じがいたします。ゆえに、特にこの機会に取り上げてお尋ねをいたしたわけでありませぬ。いま申し上げますように、防除方法として日本としてとられておる具体的な例をお示しいただいて、次の質問に移りたい、こう思うわけでありませぬ。

○説明員(安尾俊君) ただいまの先生の御質問の前に、先ほど御指摘ございましたアメリカカンポヒトリが本年発生しているかいないかという問題でございますが、私がお答えいたしましたのは、市街地等の街路樹等ではぼつぼつ発生を見ておるといふことでございます。森林には発生をいたしておりませぬ。

それからアメリカカンポヒトリの防除体制でございますが、先生御案内のように、この虫は、戦後間もなくわが国に入つてまいりまして、まだ当時進駐軍の植物検疫の手が及ばない時代に入つた次第でございますが、昭和二十四年から三十八年まで、この虫の根絶を期すために、発生県に補助金を出しまして防除を進めてきたのでございませぬ。その結果、発生を減少することはできたのでございませぬが、根絶するといふことはもう不可能と、こゝ判断いたしました。一般害虫同様に自主防除

に切りかえませぬ。

ところが、昭和四十年夏、低温であつた等のせいもございまして、街路樹、それから公園、学校等の樹木、あるいは一般家庭でも庭木等に大発生を見たのでございませぬ。これに對しまして、直ちに総理府を中心いたしまして各省が集まりまして対策を協議したのでございませぬが、御承知のように、この虫が一般家庭の庭木にまで発生しておるといふこと、それからこの虫の性質といたしまして、卵からかえつた幼虫がしばらくの間巢の中にかたまつておつて、これを取ることが最も防除上効果があると、こういう二点から、国、地方公共団体、民間団体、それから住民、それぞれ管理する樹木を自主的に防除するのが最も効果的であるといふので、自主防除の線を出したわけでございます。ただ、防除をいたすにつけても、ばらばらにやつては効果がございませぬので、先ほど申し上げましたように、最も防除の適期と思はれる時期を一斉防除期間と定めまして、みな共同して、一緒に防除するといふふうにしてお

りませぬ。森林のほうは今発生しておりませぬで、主として、先ほど申しましたように、街路樹、それから公園あるいは学校等の樹木、それから一般家庭の庭木に出ておりました、そのために各省がそれぞれ管理する樹木に対して自主的に防除すると同時に、防除方法の周知徹底につとめておりまして、その結果、昨年の結果を見ますと、発生本数で、第一世代は約二百本、それから第二世代が約三百五十万本発生いたしておりますが、ほとんど被害を食いとめておりました、各省の連絡によりまして、現在の自主防除は最も効果をあげておると私も信じております。

○中村波男君 新聞によりますと、神奈川県農業試験場ですか、あるいは東京大学等で、シロヒトリを病死させるウイルスを発見したといふことが書かれておつたやうなことを記憶しているのではありませんか、それは実用化の見込みはあるのか、それとも、研究としてそういうことが発見されただけで、それを実用化する見込みといふますか、

そういふものが全くないのか、こういう点はどうなんですか。

○説明員(安尾俊君) ただいま先生の御指摘のございました多角体ウイルスにつきましては、この培養が非常に多量に培養させないと実際の実用に供せられないわけでございます。その点に問題はございませぬが、本年、神奈川県におきまして、実際に実用性があるかどうかという試験を行なう予定になっております。

○中村波男君 昨年シロヒトリの駆除に都道府県あるいは市町村等が使つた金が二億一千五百万だ、こういうふうにいわれているのであります。いまおっしゃるやうにこれは自主防除だ、国は、いわゆる指導、あるいは駆除しろという宣伝啓蒙をするんだ、こういうことであります。この被害がさらに今後発展をするといふやうなことになるならば、これはなかなか自主防除にも限界があるのではないか、そういう点を私はおそれるのであります。このシロヒトリの防除について、官庁等で幾つかにまたがっている。いまの行政を連絡機関といふやうな形でいま調整をしておられるようでありませぬが、根本的な対策を立てる必要があるのではないか。そういう立場で農林大臣等に考へていただかなければならぬ政治問題ではないかと思ひますので、大臣のおいでになる時間にあえて私は質問をいたしたのであります。

さらに、いままでは山には全く発生をしておりませぬ、こういうことであります。シロヒトリの習性といふますか、あるいは嗜好といふますか、山にはそういうものは発生しないといふことが、試験研究の結果、明らかになっておるのかどうか。もちろん発生をした経路が、街路樹とか公園とか、人に關係をし、あるいは船に關係をしてアメリカから渡つてきたといふやうなことがありませぬ。いままでは山には入らなかつたけれども、山には全く入らないといふやうな危険はないのかどうか、こういう点もひとつあわせてお聞きをしておきたい、こう思うわけでありませぬ。

四

○説明員(安尾俊君) この虫は雑食性でございますので、森林という問題につきまして全然ないという事はいままこで断言できないとは思いますが、しかしながら、森林には鳥等の天敵が非常にございまして、現在では全然発生を見ておりません。

○政府委員(若林正武君) 森林につきましては、ナラ等の広葉樹に入ってくる可能性があるのじゃないかというように考えております。

○中村波男君 大臣に総合対策についてお伺いしておきたいと思ひます。

○國務大臣(倉石忠雄君) 大事な森林でございますので、先ほど来お話のございましたように、必要がございすれば、たびたび政府委員からも申し上げておりますように、いま政令の中に指定しておりますものほかに、政令で指定して対処いたしてまいらなければならぬという基本的なことを申し上げましたが、いまお話しのような問題につきましては全く困ったことでありまして、農林省といたしましては、こういうこともあわせて総合的に掘り下げて検討して対策を講じてまいりたいと思ひます。

○中村波男君 法案の条文について、掘り下げて御質問を申し上げたいと思ひますが、第四條の代執行の規定をさらに強化して、当該措置を行なつても不十分であった場合、あるいは該当者が不在のため実施見込みがないときには、命令者が防除措置を行なうことができるというふうに改正をいたす案でございますが、旧法の盲点を補強いたしますにはそれだけの具体的な欠陥があったと思ひますが、今回このように改正をいたします理由についてまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(若林正武君) 旧法におきましては、指定されました期間内に命ぜられた措置を行なわない場合に、はじめて代執行を発動いたしておったのでありますが、それでは適期の防除ということにも支障がございまして、きょうな見地から、たとえその命ぜられた期間の中であつても代

執行ができる。あるいは、行なつても十分でない、また行なう見込みがない、こういう場合に発動ができるように強化をいたしたわけでござい

○中村波男君 それから事務的な質問であります。たとえば、不十分であつた、だからやり直すんだというときには、不十分であつた場合にはその費用等についてどういふふうな処置するのか、こういう点はどうなつておりますか。

○政府委員(若林正武君) 不十分な場合におきましては、第八條の第一項の規定によりまする国のほうから出しまする補償の額をこえておる部分につきましては、受命者から徴収するということになつております。

○中村波男君 第八條第一項の、いま長官の御答弁にありました、損失を受けた者に対して損失の補償をしなければならぬ、こういう規定を設けているのでありますが、私のいま質問をいたしたのは、そういう道を開いたけれども、具体的に、不十分であつたときには、その事業量といひますか、そういうものをどう見るのか、不十分はどこに基準を置いて判定するのか、そういうものが具体的に施行をされます場合には用意されておらないと、全く主観的に判断をするというふうなことであつてはならぬと思ひますし、実際にはそういうことではできないと思ひますのであります。そういう点をお聞きいたしたのであります。具体的にひとつ御説明をいただきたい、この

○政府委員(若林正武君) 第四條の第二項で「その費用の額」という項がございしますが、これは、当該代執行を行ないますのに実際に要した費用の額でございます。具体的には、当該防除措置の実施に直接要しました薬剤費、伐倒費、あるいは、剥皮、焼却または薬剤の散布費等の費用でございます。したがういふ、代執行にかかります費用でございます。一般行政事務にかかると見られる費用、すなわち、監督指導等に要しまする旅費でありますとか事務費とかといったよう

な間接的な経費というものは、この中に含まれないのであります。

○中村波男君 さらに、幼齡木等の伐倒費が損失となる場合の補償の道を規定いたしておるのであります。これも、具体的に実施をいたします場合には、その見積りも基準というものが林野庁として示されなければ具体的にはむずかしいのではないかと思ひますが、そういうものは政令にゆだねるのか、あるいは実施要領というものをおつくりになるのか、そういうものはすでに用意されておるのか、そういう点はどうですか。

○政府委員(若林正武君) ただいま御指摘の幼齡木、あるいは幼齡木以外におきましても、孤立点在、その他林道からの距離あるいは地形その他の条件からいたしまして、いわゆる不採算木の場合でございますが、こういうものの補償の基準でございます。これは実施要綱で定めてまいりたいというふうな考へております。具体的な基準につきましては、ただいま申し上げましたような地位あるいは地利その他の条件というものを勘案いたしまして、実施基準につきまして目下検討いたしておる段階でございます。

○中村波男君 法案を出すまでにそういうものが検討されてまゝたものが提案になるというものが法案の出し方ではないかと思ひます。従来そういうものはあとにゆだねまして、法案だけを出して行くというふうなことは、本法案のみではないようであります。それでは具体的な審議には私にはならないのではないかと思ひます。できるだけ早くそういうものをおきめになつて、われわれにもこの資料をお示しいただきたいと、こう考へるのであります。

○政府委員(若林正武君) 今度代執行の道が開かれたのであります。従来は、従来の経験からかんがみまして、具体的に予算的にそのような措置を発動しなければならぬ面積、件数というものをどれほどに見て予算措置が行なわれておるか、こういう点もあわせてお聞きをしたいと思います。

○政府委員(若林正武君) 代執行によりまする駆除量は、年度によつて差がございしますが、立木駆除はおおむね二万から三万立方メートル、伐採跡地の駆除は百ないし三百ヘクタールでございます。その経費は三十五年度は約一千二百万円でございます。四十二年は二千八百万円計上いたしておるのでございます。御承知のように、個人防除というものがだんだん困難性を増して行くであろうということで、組織防除、集団防除に私ども切りかえてまいりたいという考へ方で、従来予算的にも損失補償金で計上いたしておりましたものから、相当のものを四十二年は委託費、代執行のほうに回しておるようなわけであります。

○中村波男君 先般の当委員会においても、専門家的な立場にある山崎さんからマツクイムシの防除等について御指摘があつたのであります。奨励による防除等は、その基準をいたしておりまは、二府県以上にわたるとか、あるいは広範囲な地域とか、一つの基準があると思ひます。問題は、早期発見、早期防除でなければ、最小限度に被害を食いとめることはできないのであります。この機会にそういう基準というものをすつと下げて、そしてやはり自主防除から国あるいは県が肩がわりをしてやるんだという、こういう防除体制へ切りかえることが特にマツクイムシ等については必要ではないかというふうな考へております。私も、私からも重ねてその点を指摘して、長官の御意見を承つておきたいし、できるだけそういう方向でそういうものを考へていく意思があるのかどうか、そういう点はいかがですか。

○政府委員(若林正武君) 基準につきましては、さらに私も検討いたしまして、先生の御注意を体しまして、完全防除、適期防除というものの促進をはかつてまいりたいというふうな考へております。

○中村波男君 参考資料によつて私感したのであります。空中防除によつて除草剤の散布等を四

十一年度に行ないました面積が四千二百二十二ヘクタールに及んでおるのでありますが、その中で民有林はわずかに三十八ヘクタールであるという現状でございます。問題は、これはこの法律とは直接関係はございませんけれども、最近植林等が進まない原因についても労力が不足しておるといふ問題がある。植えることもたいへんだが、植えたあとの管理がたいへんだというふうにもその隘路になつておるのではないかとおもうのであります。除草剤散布が相当効率的な方法であるから林野庁がおとりになっておるのではないかとおもうが、なぜ民間でそれが普及しないのか。これは五ヘクタールや十ヘクタールでは空中防除等ではできませんから、大がかりな林野庁の植林というふうな結果から出てくるおもう考えられますが、その間の事情がわかつておるならば、この説明を一応この機会に伺つておきたいとおもうわけであります。

○政府委員(若林正武君) 先生も御承知のように、民有林の所有規模というものは、非常に零細でございます。そういったところから効率的に進まないという問題があるかと思つておるわけであります。私も、私どもといつたしましては、共同施行というところで、所有というものを離れまして総合的に実施を進めるように今後もさらに指導を徹底してまいりたいというふうな考へておるわけであります。

○中村波男君 これはひとり除草剤の問題だけでなく、本法案の審議の重点であります。いかにして蔓延を防止するかというその一つの原動力と申しますか、防除の組織体制というものが今日確立されておらないのではないかと、こう思つておるわけであります。したがつて、集団防除の実をあげますためには、それに対応する防除組織というものをつくり上げられなければならないと考へておるのであります。なるほど森林組合は全国に幾つ幾つある、ここに防除組織が幾つあるというふうな資料には出ておりますけれども、それはほんとうの意味の防除組織ではないのではないかと、こういふふうな考へますがゆゑに、これらの実態と、防

除組織を今後どのように編成をし活用していくかという対策があるかと思つておるので、それをこの機会に承つておきたいと、こう思つておるわけであります。

○政府委員(若林正武君) 防除組織についてでございますが、現在約千三百名の森林害虫防除員というものがおります。さらにまた、約三千名の林業普及指導員というものが各地に駐在をいたしておられます。こういう県の職員を中核といたしまして、さらに今回の法律の改正によりまして地方公共団体あるいは森林組合等の協力も得たいというふうな考へておるのであります。このうちものを総合いたしまして森林害虫等の防除の体制というものを強化いたしてまいりたいというふうな考へておるのであります。

○中村波男君 きょうは、もう一つ御質問申し上げますが、それは、代執行に要した費用につきまして地方自治法の二百二十四条を適用するということになっておりますが、この適用をする場合に、受益の限度において分担金が徴収できるのがありますが、その「受益の限度」をどのような基準で算定するのか、これも実施要領として必要な事項になると思つておるわけでありますが、これにつきまして具体的な例をあげて受益の限度をどのように定めるのだということをお示しいただきたい、こう思つておるわけであります。

○政府委員(若林正武君) 分担金の徴収の問題でございますが、御承知のように、都道府県あるいは森林害虫防除員の行ないます防除措置の実施に要します費用につきまして、その実施により特に利益を受ける者とそれ以外の者との間の費用負担についての具体的公平を確保するために設けられた措置でございます。したがつて、その地域におきます防除実施の態様によりまして著しく異なるというものでございまして、あらかじめ全国一律の基準をつくるということにつきましてはなかなかむずかしい問題もございまして、現在それぞれの地方公共団体の具体的な判断に

まかせておるのでございます。実際にこの分担金をしからば徴収しておるかどうかということについて申し上げますと、受益者の範囲や受益の程度というものの判定等、技術的な面ではいろいろと困難な問題等がございますが、現在までのところ実際に運用されたという例はございません。

○中村波男君 実態として正直にお話をいただいたと思つておるが、しかし、こういう規定を設ける以上は、やはり一つの基準というものを設けて運用しないと、その地域の力関係によつて当然受益者の負担すべきものが固なり公共団体が負担をするというふうな悪弊が出てくるのではないかと、いふふうな思つておるわけであります。もちろん、実施するほうからいへば、また、防除の効果もあげますためにも、負担をとらないことのほうが望ましいと思つておるが、しかし、それにも一定の限度というものがあつておるわけであります。その一定の限度の上で立つてこういう規定を入れたのでありますから、やはりその趣旨を生かすような今後の運用がはかられないと、結局、不明朗な問題というものが出てくるのではないかとおもうのでございまして、そういう必要がないのであるならば、そういう規定を設けず、全部国なり県でやるんだというふうにしたほうがすっきりするのではないかと、そういう意味で私は御質問を申し上げたわけでありまして、どちらにしても、指導官庁として林野庁がはっきりとした基準をつくらせて、とらぬならとらぬという基準でもいいでしょう、お示しをいただくことを希望するのであります。以上につきましてお答えをいただきました。本日は終わりたいと思つておる。

○政府委員(若林正武君) 実態についてありのままを申し上げたのであります。ただいまの先生の御趣旨を体しまして、第十条の趣旨を生かしますように、さらに検討をいたしてまいりたいと思つておる。

○委員長(野知浩之君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(野知浩之君) 速記を起こして。本案につきましては、本日はこの程度にとどめて、これにて散会いたします。
午前十一時五十五分散会

六月二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、森林法の一部を改正する法律案
森林法の一部を改正する法律案
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項中「十年」を「十五年」に改める。
第五条第一項中「政令で定めるところにより」を削り、「森林計画區別に」の下に「五年ごとに」を加へ、「五年を一期とする」を「十年を一期とする」に改める。
第八条の見出し中「森林計画」を「地域森林計画」に改める。
第十条第一項第一号の次に次の一号を加へる。
一、二 次条第五項の認定に係る森林施業計画(その変更につき第十二条第三項において準用する次条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をする場合
第十一条から第二十条までを次のように改める。

(森林施業計画)
第十一条 森林所有者は、省令で定めるところにより、五年を一期とする森林施業計画を作成し、これを当該森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該森林施業計画が適当であるかどうかにつき認定を求めることができる。
森林施業計画は、当該森林所有者が森林所有

2

2

2

2

め、同号と同条第四号とし、同条第二号と同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 森林施業計画に関し都道府県知事が行なう事務に要する費用

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十条第一項第一号の次に一号を加える改正規定、第十一条から第二十条までの改正規定、第七十九条第二項第六号の次に一号を加える改正規定及び第九十二条の改正規定は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 この法律の施行の際現に改正前の森林法（以下「旧法」という。）第四条又は第五条の規定によりたてられている全国森林計画又は地域森林計画は、それぞれ、改正後の森林法（以下「新法」という。）第四条又は第五条の規定によりたてられた全国森林計画又は地域森林計画とみなす。
- 3 農林大臣は、この法律の施行の日から起算して三十日以内に、新法第四条の規定により、昭和四十三年四月一日をその期間の始期とする全国森林計画をたてなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の全国森林計画につき新法第四条第五項の規定による公表があつたときは、その公表があつた日から起算して三十日以内に、この法律の施行の際現に旧法第五条の規定によりたてられている地域森林計画を、当該地域森林計画の始期とされている日以降十年間をその期間とするものに変更しなければならない。この場合には、新法第五条第四項及び第五項並びに第七条の規定を準用する。